

誰もが安心して、不動産取引が行えるように

不動産の取引価格情報提供制度

アンケート調査へのご協力をお願いします

国土交通省の「不動産の取引価格情報提供制度」は、不動産を購入された皆さまからご提供いただいたアンケートの回答によって成り立っています。アンケート調査にご協力をお願いします。



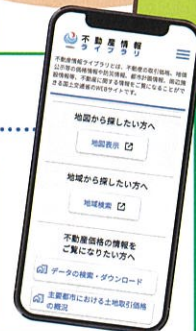
不動産の取引価格情報提供制度とは？

数多くの取引価格情報をアンケートにより収集し、個人情報に留意しながらインターネットを活用して提供する、国の制度です。

誰でも、わかりやすく、安心して不動産の取引を行えるようにすることが目的です。

不動産の取引価格情報は
国土交通省Webサイト
「不動産情報ライブラリ」

で検索できます！ <https://www.reinfolib.mlit.go.jp/>



この制度のメリット

市場の透明性が増し

取引がより円滑になります

不動産の取引価格情報の公表によって、売り手・買い手の双方にとって、参考とする情報が増え、取引が見えるようになっていく、つまり、市場の透明性が増していくことで、取引がよりスムーズになります。

不動産の価格の

目安が立てやすくなります

不動産の取引価格情報の公表によって、誰でも、近くで行われた様々な取引の価格を見ることができ、不動産の価格の目安が立てやすくなります。

地価公示の

信頼性向上にも繋がります

公示価格を判定する際には、実際に行われた不動産取引の価格情報が欠かせません。多くの取引事例をもとに評価することで、公示価格の信頼性が一段と高まります。

アンケート調査の流れ

不動産をご購入された方に郵送にて「アンケート調査票」をお送りします。回答方法は、調査票の返送(郵送)またはWebサイト上の入力のいずれかの方法で受け付けております。詳しくは裏面をご覧ください



このリーフレットの多言語版は国土交通省Webサイトでご覧いただけます。

The multilingual versions of this leaflet are available on the Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism website.

不動産市場の透明性向上のためにご協力ください

アンケート調査の流れ

1 アンケート調査票が郵送で届く

登記情報に基づき国土交通省より、不動産の購入者の方々に不動産取引のアンケート調査票をお送りします。アンケート調査票には、取引された土地の所在・地目・面積(マンション等の場合は、建物の所在、専有床面積等)が事前に記載されています。

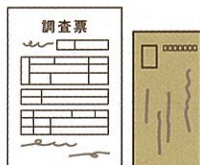
2 アンケートに回答する

お届けした「アンケート調査票」と対象不動産の「売買契約書」をご用意の上、ご回答ください。回答方法は、調査票の返送(郵送)とWebサイト上の入力のいずれかで受け付けております。

スマホ・PCで
簡単にできる
Web回答が
おススメです!

郵送で回答

「土地取引状況調査票(アンケート用紙)」に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にてご返送ください。



Webで回答

『不動産取引アンケート調査』オンライン回答フォームで必要事項を入力し、送信してください。回答には、「土地取引状況調査票」左下に記載されている「調査票番号」と「パスワード」が必要です。

『不動産取引アンケート調査』 オンライン回答フォーム

不動産取引価格情報オンライン回答

<https://e-answer.mlit.go.jp/enquete/>



よくあるご質問

Q このアンケートの目的は何でしょうか?

A 本アンケート調査は、不動産の取引の実例を収集し、主に以下の目的に利用するために実施しております。

- 地価公示法に基づく、全国の標準地における毎年1月1日時点の正常な価格の判定
- 国土利用計画法に基づく、基準地における毎年7月1日時点の正常な価格の判定
- 不動産市場の信頼性・透明性を高め、不動産取引の円滑化、活性化を図るため、不動産の実際の取引価格に関する情報を個別の物件が容易に特定できないようにして、不動産情報ライブラリ[<https://www.reinfoib.mlit.go.jp/>]で公表。

Q 個人情報情報は公開されませんか?

A アンケート回答は個人情報保護法などに則って適切に管理しています。また、ホームページでの公表情報は、物件が容易に特定できないように加工しています。

Q この調査はどこが実施しているのですか?

A 「不動産取引のアンケート調査」は、国土交通省土地鑑定委員会と国土交通省不動産・建設経済局が実施する調査となります。

Q アンケートの対象者はどのような方ですか?

A 本アンケート調査は土地、土地と建物又は区分所有建物(マンション等)を取引された購入者の方が対象となります。

Q 調査に回答すると税金等に反映されるのでしょうか?

A 本アンケート回答を税務関連機関の業務に使用することは一切ございません。

Q 取引価格情報はいつ公表されるのですか?

A 3ヶ月毎に、四半期単位で取りまとめた上で、情報を更新しております。

その他のよくあるご質問はこちらを参照ください

<https://e-answer.mlit.go.jp/enquete/top-index!doIndexquestion.action>

